

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業（北部・離島地域振興）

令和8年度地域特産物指定一覧（石垣市）

青果物			花き	畜産物(※2)	水産物※3	
野菜	果樹	その他の農作物等			鮮魚等	モズク
さやいんげん	マンゴー	かんしょ(※1)	輪ぎく	牛肉類	エビ類(クルマエビ)	モズク
ゴーヤー	パパイヤ	薬用作作物類	小ぎく	豚肉類	スギ	
レタス	中晩柑類	ハーブ類	スプレーギク	鶏肉	ハタ類(ヤイトハタ)	
スイートコーン	パッションフルーツ	リュウキュウマツ等 県産材	洋ラン		海ぶどう(クビレズダ)	
ばれいしょ	シークワサー		トルコギキョウ		アーサ(ヒトエグサ)	
さといも	パインアップル	特用林産物 (きのこ類等)	ストレチア		マグロ類	
オクラ	アセロラ		ヘリコニア		カジキ類	
かぼちゃ	びわ		レッドジンジャー		イカ類(ソデイカ)	
とうがん	アテモヤ		ソリダコ		カツオ類	
すいか	スターフルーツ		切り葉		その他の沖縄県内で 水揚げされるモズク以 外の水産物	
めろん	ドラゴンフルーツ		観葉鉢物			
ニンジン	温州みかん		球根切り花			
ピーマン	その他の果樹類		その他の花き類			
トマト						
ミニトマト						
きゅうり						
キャベツ						
モロヘイヤ						
バジル						
野菜パパイヤ						
えだまめ						
その他の野菜						

※1「かんしょ」については、植物防疫法施行規則に基づき処理されたものを対象とする。

※2「畜産物」は次のとおりとする。

①一般社団法人日本畜産副産物協会が定める畜産副産物のうち食用に供する畜産副産物(骨、副生物)を含むものとする。ただし、原皮については、食用に供する限り、これに含まれるものとする。

②食用牛については、個別認識番号が確認できる12月齢以上かつ60日以内に食用として処理されることが確認できるもの。

③山羊については、60日以内に食肉等として処理されることが確認できるもの、山羊肉及び副生物を含むものとする。

※3「鮮魚等」において、ヒトエグサ(アーサ)等の海藻類で、輸送形態により乾燥や塩蔵等が必要と認められるものを含む。

次に掲げるものは適用を除外するものとする。

①サトウキビ

②食品表示法で定める加工品(ただし、交付要綱第2条第7項で定める「一次加工品」を除く。)